山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター 管理運営業務の内容及び基準

平成17年5月

山梨県

目 次

1	. 施設管理業務の内容及び基準 -	 1
2	. 主催事業等の計画	3
3	. 施設運営業務 ———	5
4	. モニタリングの実施について	 7
5	. その他	 7

山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター管理運営業務の内容及び基準について

山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、関係法令等によるほか、以下のとおりとします。

1.施設管理業務の内容及び基準

下記の施設について、以下の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施してください。実施に関しては、関係法令等に基づき必要な官公署の免許、認可、許可等を受けることが必要となります。

(1)管理する施設の概要

部門	室名	面積 (m²)	備考
展示	展示ホール	207.72	
	特別展示ホール	116.64	
	交流コーナー	28.62	
学習	視聴覚ホール	196.38	
		W=1.5m,	
	自然観察路	L=1,270m	
	園地	2,018	
サービス	風除室	19.62	
	トイレ	38.88	
	洗面所	21.6	
	駐車場	8,519	
管理	事務室兼図書室	89.1	
	収蔵庫1	12.96	
	収蔵庫 2	13.68	
	収蔵庫3	14.4	
	コントロール室	14.58	
	湯沸室	12.96	
	機械室	11.52	
	給水管	L=1,009m	
その他	ソーラーシステム	1基	

(2)施設管理の内容についての基本事項

- ・安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切な管理を行ってください。
- ・日常及び定期的な施設の点検と補修、清掃などの保守管理を行ってくだ さい。

(3)管理基準の内容

建物内(玄関、テラス部分を含む)清掃について

施設・設備を維持し快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行ってください。床、壁、扉、ガラス、鏡、什器、備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口等について、場所ごとに日常清掃、定期清掃を組み合わせ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持してください。

・日常清掃

施設全体の拭き掃除、掃き掃除、消耗品の補給等を行ってください。 窓ガラスは窓枠、敷居等のゴミや汚れをブラシ等で除去し水拭きをして ください。

・床ワックス清掃(定期清掃・年4回以上) 移動できる什器類は移動してワックスかけを行ってください。(年4回以上)

壁や什器類に付着した汚水やワックスは速やかに拭き取ってください。

- ・窓ガラス清掃(定期清掃・年4回以上) ガラスは両面とも洗剤を使用し、汚れをきれいに落としてください。(年 4回以上)
- ・ブラインド清掃(定期清掃・年1回以上) ブラインドを取り外し、汚れを落とし、乾布で拭き取ってください。(年 1回以上)
- ・照明器具清掃(定期清掃・年1回以上) 汚れを落とし、乾布で拭き取ってください。通電部材等へ水気が回らぬよう十分に注意してください。カバー付きのものについては、カバーを 外して灯具全体とカバーを清掃してください。
- ・廃棄物処理

センター内で発生するゴミを収集、分別し処理を行ってください。

浄化槽保守について

- ・浄化槽の保守点検及び清掃は、浄化槽法第10条に基づき法令上定められた回数以上行ってください。
- ・浄化槽法第11条に基づき、年1回法定検査を行ってください。
- ・浄化槽保守点検に併せ、排水配管の点検を行ってください。
- ・その他浄化槽の管理に関する基準は、浄化槽法に定めるところによって ください。

灯油タンク保守

・危険物の規制に関する規則第62条5の2第2項に基づき年1回以上点 検を行ってください。

消防施設保守

・消防法第17条の3(消防法施行令第35条等)に基づき点検を行って ください。

園地、自然観察路、駐車場

- ・日常、適時巡回を行い、ゴミや危険物等を発見した場合には適切な処理 を行ってください。
- ・草刈りについては、樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈り むら、刈り残しがないように均一に刈り込んでください。
- ・必要に応じて薬剤による病害虫駆除を行ってください。

備品の管理について

- ・ 備品の管理にあたっては、常に良好な状態で使用することができるよう、 日常の点検、補修等を行ってください。
- ・使用前後の個数確認と、年1回点検を行ってください。
- ・県が現に所有する備品の内訳については別添資料を参照してください。

ソーラーシステムについて

・一般用電気工作物(太陽電池発電所)の年次点検を年1回行ってください。

(4) 再委託について

- ・再委託をする場合は、再委託先が事業許可及び必要な免許等を有していることが条件となりますが、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託し、または請け負わせることはできません。
- ・業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、理由、 再委託先または選定方法、予定金額などを含めた外部委託の方針につい て計画書に記載してください。

2. 主催事業等の計画

(1)センターが持つ機能

情報提供機能

映像、図書、館内展示、ビデオソフト等の自然や環境に関する情報を提供することにより、来館者に自然環境に対する興味と関心を抱かせ学習への動機付けを行います。

* 関連施設:視聴覚ホール、図書室、展示ホール(スポットインフォメーション、ビデオブース)

交流機能

展示等企画展の開催や自然を素材にした創作活動や研修、レクチャー等を行うことにより、来館者や自然愛好団体等への情報交換の場の提供を行

います。

*関連施設:特別展示ホール、交流コーナー

自然体験機能

自然観察路や園地等を利用することにより、自然に直に触れることができる体験の場の提供を行います。

*関連施設:自然観察路、園地、スポット地区 スポット地区の概要については以下のとおりです。

名 称	位置	概要	
水と風きりの里	北杜市高根町清里	防風林(赤松林) 大滝	
清流と飛瀑の里	北杜市高根町清里	大門渓谷	
星空・青空集いの里	北杜市高根町念場ヶ原	八ヶ岳少年自然の家	
体験農場と清流の谷	北杜市大泉町西井出	県営牧場、川俣渓谷	
泉ライン名水と	北杜市長坂町小荒間、	三分一湧水、女取湧水、	
野鳥の里	大泉町谷戸	八右衛門出口湧水	
トチとミズナラと	北杜市大泉町谷戸、	谷戸城、金生遺跡	
歴史の里	西井出		
オオムラサキの里	北杜市長坂町日野	オオムラサキセンター	
ふるさと歴史公園	北巨摩郡小淵沢町上深沢	郷土資料館、旧平田家	
スズラン池と水辺の里	北巨摩郡小淵沢町井詰原	スズラン池、井詰湧水	
大滝名水と緑の里	北巨摩郡小淵沢町上笹尾	大滝神社	
馬場の里	北巨摩郡小淵沢町下笹尾	笹尾塁跡、松林	

(2) 主催事業の業務の基準

八ヶ岳自然ふれあいセンターの主催事業を上記機能に基づき以下のとおり実施してください。

なお、平成17年度中において既に利用の申込みがあった学習利用や実施が決定している各事業については、原則として現在の受託者から引き継ぐこととします。

視聴覚ホール・図書室・ビデオブースを活用した自然環境学習事業 来館者のニーズに合った自然環境学習関係資料や解説の提供を行って ください。

館内展示を活用した自然環境学習事業

八ヶ岳の自然をテーマにした館内展示を行ってください。周辺地域(スポット地区等)に関する情報もボード等を利用し逐次提供し、展示を活用した普及活動を実施してください。なお、展示の具体的な内容や年間実施計画については、申請者からの提案を求めます。

自然体験プログラム

来館者が持っている「自然や環境に対する興味や関心」に応えることを目的とした自然体験プログラムを行ってください。指定管理者は受講者より材料費を徴収できることとします。なお、プログラムの具体的な内容や年間実施計画については、申請者からの提案を求めます。

各種企画事業

施設の設置目的や機能に沿った事業(講演会・展示会など)を行ってください。なお、企画事業の具体的な内容や年間実施計画については、申請者からの提案を求めます。

3. 施設運営業務

各施設は常に利用者に開かれたものとし、以下の業務を行ってください。

- (1)人員配置、接遇について
 - ・業務を統括する責任者であるセンター長を置いてください。
 - ・自然環境学習事業を行うにあたり十分な知識と経験を持つ常勤職員を 2名以上配置してください。
 - ・利用者に対する接遇、電話対応等の業務のため、職員 2 名以上を常に センターに配置してください。
 - ・職員の研修等を行う等、利用者に対するサービスの向上を常に図ってください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。
- (2)事故等、緊急時の対応
 - ・緊急時の連絡体制、対応マニュアルを整え、必要な場合は応急措置等 を行ってください。
- (3)警備について
 - ・開館時には職員が適時巡回警備を行うとともに機械による警備も併用 して行ってください。
 - ・閉館時には機械警備とします。
- (4)防災について
 - ・甲種防火対象物であるため、消防法第8条第1項により防火管理者を 設置し、消防計画を長坂消防署に提出してください。
 - ・東海地震防災対策強化地域であるため、大規模地震対策特別措置法第 7条第1項により地震防災応急計画を作成し同署へ提出してください。
 - ・防火、防災計画等の立案や防災・緊急時対応訓練を実施してください。
- (5)禁止行為について
 - ・条例第10条で禁止されている行為等を禁止し、利用者の安全の確保

につとめてください。

(6)センター運営に関する経理事務

・センターの運営に要する委託料についての出納事務、物品の管理等の 総務・経理事務を行ってください。

(7)センターが行う各種事業の進行管理

・事業計画の立案、調整や事業計画書の作成を行ってください。また、 各種事業についての進行管理を適切に行ってください。

(8)センター職員の労務管理

・職員の勤務体制に関する事務、勤務時間に関する事務、出張に関する 事務、職員の福利厚生に関する事務等を行ってください。

(9)環境配慮の推進

・施設の管理にあたっては、電気等の効率的利用、廃棄物の排出抑制と リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達(グリーン 購入)などの環境配慮を行ってください。

(10)情報の管理

- ・指定管理者は、個人情報保護法の規定を遵守するとともに、山梨県個人情報保護条例に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行ってください。
- ・保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の 適切な管理のために必要な措置を講じることなど、個人情報の保護の 方法を定めてください。

(11)施設利用促進業務

- ・印刷物(案内パンフレット、広報誌等)の作成、発注や在庫管理、配布等を行い、センターのPR及び情報提供を行ってください。
- ・インターネット等を活用し、施設についての情報や、主催事業についての情報の発信を行ってください。

(12)ボランティアとの協働

・センターの管理・運営にあたりボランティアを積極的に活用してくだ さい。

(13)県内類似施設等との交流活動

- ・県内類似施設と情報交換を行うとともに、事業や広報活動等の連携を 図ってください。
- ・小中学校の総合学習や社会教育の場などの提供を行ってください。

(14)関係機関との連絡調整

・業務が円滑及び安全に遂行できるよう、必要に応じて関係機関、関係 者と調整を図ってください。

4. モニタリングの実施について

(1)利用者の満足度調査の実施及び対応策等の実施

指定管理者には、年間を通じて利用者の満足度や施設に対する要望等についてアンケート調査を実施していただきます。その結果及び対応策等については四半期毎に県へ報告をしてください。

(2)利用者数、実施事業内容の報告

施設の利用者数及び実施した事業の内容とその参加者数を月1回県へ報告 してください。

5. その他

(1)火災保険

建築物に対する火災共済保険には、県が加入します。

(2)賠償責任保険

指定管理者は、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入してください。

保険内容についての基準は以下のとおりです。

- ・保険の対象
 - 1 中心施設 798.66㎡
 - 2 自然観察路(スポット地区遊歩道を含む) 2.2km
 - 3 園地 2,018㎡
 - 4 駐車場 8,590㎡
- ・保険金額

1,4について:対人賠償 1名1億円、1事故3億円

対物賠償 1事故100万円(免責額1,000円)

2,3について:対人賠償 1名5千万円、1事故2億円

対物賠償 1事故300万円(免責額1,000円)

(3)車両関係

車両一台を貸与します。なお、車検は指定管理者が行い、自動車損害賠償 責任保険及び任意保険には、指定管理者が加入することとします。

任意保険の保険金額についての基準は以下のとおりです。

・相手への補償

対人賠償:1名につき 無制限

対物賠償:1事故につき 無制限(免責金額 0円)

対物差額修理費用担保補償なし

・搭乗者等の補償

人身傷害補償:補償なし

搭乗者補償:1名につき 1,000万円

医療保険金日額 入院 15,000円

通院 10,000円

自損事故:1名につき、1,000万円

(介護を要する重度後遺障害の場合 2,000万円)

無保険車傷害:1名につき 20,000万円

・契約車両の補償

保険金額:25万円

免責金額:事故1回目 0万円、事故2回目以降 特約工場 10万円

他車との衝突:補償あり

単独事故:補償あり

火災、爆発、盗難、台風:補償あり

代車特約:補償なし

(4)土地賃借料等

センター施設の敷地部分、給水のための水路敷に係る恩賜県有財産の賃借料等については、県が支出することとします。

(5)帳簿の整理等

管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県からセンターの 管理運営事務又は経理状況に関する報告を求められた場合には、速やかに提 出できるようにしてください。

(6)公平な運営について

公の施設であることを念頭において公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利な運営をしないでください。

(7) 県との協議について

この基準書に規定する事項のほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、県と協議し決定することとします。